

令和2年度 第1回芽室町総合保健医療福祉協議会次第

令和2年6月
文書審議

- 1 委嘱状交付
- 2 町長あいさつ…………… 2 ページ
- 3 町長諮問（写し）… 3 ページ
- 4 議題
 - (1) 会長・副会長の互選と部会構成について… 4 ページ
事務局提案：過去の経過を踏まえ、会長を公立芽室病院院長 研谷智氏、副会長を芽室町社会福祉協議会会長 小椋孝雄 氏にお引き受けいただきたい。
 - (2) 令和元年度協議会運営状況報告……………別紙資料1
総合保健医療福祉協議会所掌計画の概要と進行管理状況等について
 - (3) 令和2年度協議会活動の概要について…………別紙資料2
 - ア 全体会議（年2回を予定）
 - (ア) 委員委嘱、個別部会の経過確認、個別計画の進行管理と改訂を行う計画の諮問（今回実施）
 - (イ) 個別計画（案）の答申（年度末に実施）
 - イ 個別部会（5部会）
 - (ア) 現行計画の進行管理（全部会）
 - (イ) 次期計画素案の検討（高齢者介護部会、障害者部会）
 - (ウ) 次期計画原案の作成（高齢者介護部会、障害者部会）
- 5 その他（参考資料）
 - (1) 芽室町総合保健医療福祉協議会条例…………… 5 ページ
 - (2) 芽室町総合保健医療福祉協議会条例施行規則… 7 ページ

令和2年度 第1回芽室町総合保健医療福祉協議会

町長あいさつ（案）

この度は、芽室町総合保健医療福祉協議会の委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。

本来であれば、お一人ずつ委嘱状をお渡しし、2年間の任期について直接お願い申し上げたいところではありますが、今般の新型コロナウイルス感染症の対策のため、今回の第1回協議会を「文書審議」とさせていただき、併せて委嘱状の交付も略儀で恐縮ですが郵送によりお渡しすることをお許してください。

さて、本協議会は、その名のとおり保健・医療・福祉に係る町の施策を総合的に推進するための審議機関として、平成21年度に組織されたものであります。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場でお忙しい中、町の計画策定について御審議をいただくこととなります。今年度は、町から貴協議会に対し、「芽室町高齢者保健福祉計画・芽室町介護保険事業計画」と、「芽室町障がい者（児）福祉計画」について諮問をさせていただき、計画案等の御審議をお願いすることとなります。それぞれの計画を所管する、「高齢者・介護部会」と「障害者部会」を委員の皆様には、特に御協議をいただく場面が多くなります。また、他の個別計画につきましても、それぞれ進捗状況を確認してまいりますので、御協力くださいますようお願いいたします。

町としましても、第5期芽室町総合計画に基づき、町民の方に、より質の高いサービスの提供を目指し、更なる施策の推進に努めてまいりますので、お力添えをいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

令和2年5月28日

芽室町長 手 島 旭



保 健 第 1 4 9 号
令和 2 年 5 月 2 8 日

芽室町総合保健医療福祉協議会 御中

芽室町長 手 島 旭

芽室町総合保健医療福祉協議会所掌計画（案）の策定について（諮問）
次の計画を策定するに当たり、芽室町総合保健医療福祉協議会条例第2条第
2項の規定に基づき、答申を受けたく貴協議会に諮問します。

記

諮問事項

- 1 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）の策定
- 2 第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）の策定

(保健福祉課社会福祉係)

芽室町総合保健医療福祉協議会部会構成

任期：R2. 6. 1～R4. 5. 31

分野	所属団体等	職氏名	保健・医療部会	子育て部会	高齢者・介護部会	地域福祉部会	障害者部会
保健・医療	公立芽室病院	院長 研谷 智	○		○		
保健・医療	十勝歯科医師会 芽室歯科医会	副会長 家内 典夫	○		○		
保健・医療	芽室町国民健康保険 運営協議会	会長 村上 哲也	○		○		
福祉・介護	社会福祉法人 十勝立正福祉事業会	理事長 竹島 敏治		○			○
福祉・介護	社会福祉法人 柏の里めむろオークル	施設長 古川 誠				○	○
福祉・介護	社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会	会長 小椋 孝雄			○	○	
教育関係者	芽室町校長会	会長 小澤 一記		○			○
教育関係者	芽室町PTA連合会	会長 南館 直人		○			○
関係機関・団体	芽室町農業協同組合	代表理事組合長 宇野 克彦	○			○	
関係機関・団体	芽室消費者協会	副会長 野崎 美保子	○		○		
関係機関・団体	芽室町民生委員児童 委員協議会	会長 鈴木 昇		○		○	
関係機関・団体	芽室町商工会	会長 谷口 和徳	○				○
関係機関・団体	芽室町 市街地町内会連合会	会長 白銀 孝志		○		○	
関係機関・団体	芽室町社会教育 協会連絡協議会	推薦依頼中	○			○	
関係機関・団体	育児ネットめむろ	会長 小池 和枝		○			○
町民	一般公募	吉口 美喜子	○	○			
町民	一般公募	若狭 富美子		○		○	
学識経験者	社会医療法人社団三草会 介護老人保健施設りらく	施設長 早苗信隆			○		○
学識経験者	社会福祉法人慧誠会 芽室けいせい苑	施設長 植松 哲子			○		○
学識経験者	芽室町 老人クラブ連合会	会長 矢野 征男			○	○	
各部会の人数			8	8	8	8	8

○芽室町総合保健医療福祉協議会条例

平成21年3月30日条例第19号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、芽室町総合保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 芽室町総合保健医療福祉計画に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) 総合的な保健・医療・福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉、介護及び教育関係者
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 町民
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 協議会は、特別の事項を調査・協議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査・協議に参加し、当該調査・協議が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

(部会の設置)

第8条 協議会に保健、医療、福祉等に関する各個別計画の策定、見直しのため、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(芽室町介護保険運営等協議会条例の廃止)

2 芽室町介護保険運営等協議会条例（平成16年条例第21号）は、廃止する。

○芽室町総合保健医療福祉協議会条例施行規則

平成21年12月29日規則第38号

改正

平成25年9月9日規則第36号

平成28年2月29日規則第13号

平成28年3月22日規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、芽室町総合保健医療福祉協議会条例（平成21年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 条例第8条の規定に基づき、芽室町総合保健医療福祉協議会に次の部会を置く。

- (1) 高齢者・介護部会
- (2) 保健・医療部会
- (3) 地域福祉部会
- (4) 障害者部会
- (5) 子育て部会

(所掌事項)

第3条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者・介護部会

ア 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型サービスに関すること。

エ 芽室町地域包括支援センター規則（平成19年規則第4号）に基づく地域包括支援センターに関すること。

オ 認知症初期集中支援チーム検討委員会に関すること。

カ その他部会の運営に必要な事項

- (2) 保健・医療部会

ア 健康づくり計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

ウ その他部会の運営に必要な事項

(3) 地域福祉部会

- ア 地域福祉計画の策定に関すること。
- イ アの計画の推進に関すること。
- ウ その他部会の運営に必要な事項

(4) 障害者部会

- ア 障がい者福祉計画の策定に関すること。
- イ アの計画の推進に関すること。
- ウ その他部会の運営に必要な事項

(5) 子育て部会

- ア 発達支援計画、子ども・子育て支援事業計画、放課後子どもプラン及び保育基本計画の策定に関すること。
- イ アの計画の推進に関すること。
- ウ その他部会の運営に必要な事項

(組織)

第4条 部会は、条例第3条に規定する委員及び条例第5条に規定する特別委員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に関係する者の出席を求めることができる。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

(会議)

第5条 部会は、必要の都度部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、部会を所掌する課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月9日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月29日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

